

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、第8号及び第9号の日を半休日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。</p>	<p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、第8号及び第9号の日を半休日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、<u>その翌日</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>